ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ニセコ町国民健康保険税条例（昭和５６年ニセコ町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２２万円」を「２４万円」に改める。
第５条中「２６，２９６円」を「２６，０００円」に改める。
第５条の２第１号中「２６，６８６円」を「２６，３００円」に改め、同条第２号中「１３，３４３円」を「１３，１５０円」に改め、同条第３号中「２０，０１４円」を「１９，７２５円」に改める。
第６条中「１００分の２．６４」を「１００分の２．８３」に改める。
第７条の２中「８，８１７円」を「９，４００円」に改める。
第７条の３第１号中「８，９４８円」を「９，６００円」に改め、同条第２号中「４，４７４円」を「４，８００円」に改め、同条第３号中「６，７１１円」を「７，２００円」に改める。
第８条中「１００分の１．８４」を「１００分の１．９９」に改める。
第９条の２中「８，４７８円」を「８，９００円」に改める。
第９条の３中「６，５５１円」を「７，１００円」に改める。
第２３条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第１号ア中「１８，４０８円」を「１８，２００円」に改め、同号イ（ア）中「１８，６８１円」を「１８，４１０円」に改め、同号イ（イ）中「９，３４１円」を「９，２０５円」に改め、同号イ（ウ）中「１４，０１１円」を「１３，８０８円」に改め、同号ウ中「６，１７２円」を「６，５８０円」に改め、同号エ（ア）中「６，２６４円」を「６，７２０円」に改め、同号エ（イ）中「３，１３２円」を「３，３６０円」に改め、同号エ（ウ）中「４，６９８円」を「５，０４０円」に改め、同号オ中「５，９３５円」を「６，２３０円」に改め、同号カ中「４，５８６円」を「４，９７０円」に改め、同項第２号中「２９万円」を「２９万５千円」に改め、同号ア中「１３，１４８円」を「１３，０００円」に改め、同号イ（ア）中「１３，３４３円」を「１３，１５０円」に改め、同号イ（イ）中「６，６７２円」を「６，５７５円」に改め、同号イ（ウ）中「１０，００８円」を「９，８６３円」に改め、同号ウ中「４，４０９円」を「４，７００円」に改め、同号エ（ア）中「４，４７４円」を「４，８００円」に改め、同号エ（イ）中「２，２３７円」を「２，４００円」に改め、同号エ（ウ）中「３，３５６円」を「３，６００円」に改め、同号オ中「４，２３９円」を「４，４５０円」に改め、同号カ中「３，２７６円」を「３，５５０円」に改め、同項第３号中「５３万５千円」を「５４万５千円」に改め、同号ア中「５，２６０円」を「５，２００円」に改め、同号イ（ア）中「５，３３８円」を「５，２６０円」に改め、同号イ（イ）中「２，６６９円」を「２，６３０円」に改め、同号イ（ウ）中「４，００３円」を「３，９４５円」に改め、同号ウ中「１，７６４円」を「１，８８０円」に改め、同号エ（ア）中「１，７９０円」を「１，９２０円」に改め、同号エ（イ）中「８９５円」を「９６０円」に改め、同号エ（ウ）中「１，３４３円」を「１，４４０円」に改め、同号オ中「１，６９６円」を「１，７８０円」に改め、同号カ中「１，３１１円」を「１，４２０円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，９４４円」を「３，９００円」に改め、同号イ中「６，５７４円」を「６，５００円」に改め、同号ウ中「１０，５１８円」を「１

０，４００円」に改め、同号エ中「１３，１４８円」を「１３，０００円」に改め、同項第２号ア中「１，３２３円」を「１，４１０円」に改め、同号イ中「２，２０４円」を「２，３５０円」に改め、同号ウ中「３，５２７円」を「３，７６０円」に改め、同号エ中「４，４０９円」を「４，７００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第３項ただし書の改正規定及び第２３条第１項の改正規定中、「２２万円」を「２４万円」に、「２９万円」を「２９万５千円」に、「５３万５千円」を「５４万５千円」に改める部分の改正規定は、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和６年政令第　　号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後のニセコ町国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。